

監査の指摘に対する状況

No.	区分	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 3 定期監査	教育総務課	<p>公有財産台帳の整備が適切でなかったもの 山王小学校に設置した倉庫について、公有財産台帳への登載がなされていないかった。 公有財産に係る事務に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	<p>未登載の倉庫について、指摘後すみやかに公有財産台帳への登載を完了しました。 今後については、春日井市財産管理規則に基づいた適正な事務処理を徹底してまいります。</p>	措置済
2	R 3 定期監査	教育総務課 学校給食課 野外教育センター	<p>備品台帳の整備及び備品管理の事務手続が適切でなかったもの 次の3件について、備品に係る事務手続等に不備が見受けられたため、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。 (ア) 山王小学校のエンジン式芝刈機等について、備品出納簿への記録及び備品台帳への登載がなされていないかった。(教育総務課) (イ) 4調理場の牛乳紙パック自動解体洗浄機について、備品台帳への登載がなされていないかった。(学校給食課) (ウ) 都市緑化植物園の業務用製氷機について、更新に伴う不用決定の手続き及び備品出納簿への記録がなされていないかった。(野外教育センター)</p>	注意	<p>未登載の備品について、指摘後すみやかに備品出納簿への記録及び備品台帳への登載を完了しました。 今後については、春日井市財産管理規則に基づいた適正な事務処理を徹底してまいります。 (教育総務課)</p> <p>未登載の備品について、指摘後すみやかに備品台帳への登載を完了しました。 今後については、春日井市財産管理規則に基づいた適正な事務処理を徹底してまいります。 (学校給食課)</p> <p>備品について、指摘後すみやかに更新に伴う不用決定の手続き及び備品出納簿への記録を完了しました。 今後については、春日井市財産管理規則に基づいた適正な事務処理を徹底してまいります。 (野外教育センター)</p>	措置済
3	R 3 定期監査	学校給食課	<p>施設修繕の完了確認が適切でなかったもの 施設修繕（建設業法第2条第1項該当）に係る契約において、完了通知が提出されていないものがあった。 契約の適正な履行を確認するため、春日井市契約規則等に基づいた事務処理を徹底されたい。</p>	注意	<p>春日井市契約規則等に基づき、完了届を徴取するよう職員に周知徹底を図りました。 今後については、チェックリスト等を活用して再発防止を図り、適正な事務の執行に努めます。</p>	措置済
4	R 3 定期監査	文化財課	<p>補助金の交付事務が適切でなかったもの 春日井市郷土芸能に対する補助の交付事務において、申請書類を十分に確認することなく補助金を交付決定していた。 補助金の交付に当たっては、春日井市補助金等に関する規則及び当該要綱に基づいた事務処理を徹底されたい。</p>	注意	<p>春日井市郷土芸能に対する補助金を交付するに当たっては、内容の確認を十分するとともに、今後は、春日井市補助金等に関する規則及び当該要綱に基づき、適切に事務処理を行います。</p>	措置済

監査の指摘に対する状況

No.	区分	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
5	R 3 定期監査	野外教育センター	<p>行政財産目的外使用の許可手続が適切でなかったもの 施設の使用を許可された者及び委託業者の通勤用 自家用自動車駐車場について、行政財産目的外使用許可 に係る手続がなされていなかった。 行政財産の使用許可に当たっては、春日井市財産管 理規則に基づいた適正な事務手続を徹底するととも に、チェック機能の強化を図られたい。</p>	注意	<p>施設の使用を許可された者及び委託業者の通勤用 自家用自動車駐車場について、指摘後すみやかに行政 財産目的外使用許可に係る手続を完了しまし た。 今後については、チェックシートを活用して春日 井市財産管理規則に基づいた適正な事務処理を徹底 するとともに、チェック機能の強化を図ってまいり ます。</p>	措置済